

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

令和3年10月

環境省

■ 背景

- 課題：海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応。
- **プラスチックの資源循環の促進の重要性増加。包括的な資源循環体制の強化が必要。**

■ 法律の目的

- プラスチック資源循環の促進により、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
具体的には下記を行うものとする。
 - プラスチック製品の使用量削減
 - 市町村によるプラスチック廃棄物の再商品化
 - 事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設

■ 主な措置内容

↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー



<施行日：2022年4月1日施行予定>

1. 目的、基本方針、責務

【基本方針の策定】

- プラスチックの資源循環を推進するための**基本方針を策定**する。

<基本方針で定める事項>

- 基本的方向性
- プラスチック製品の設計指針
- ワンウェイプラスチックの使用量削減
- 使用済プラスチック製品の自主回収及び再資源化促進
- 排出事業者による排出抑制及び再資源化促進
- プラスチック資源循環促進の意義に関する知識の普及
- プラスチック資源循環促進に関する重要事項

…に関する方策

<各主体の責務>

- ・国：資金の確保、情報収集・整理・活用、研究開発推進、国民への教育・広報活動
- ・地方公共団体：分別収集・再商品化、国の施策実行の為に必要な措置
- ・事業者、消費者：排出抑制・分別排出・再資源化、再生材利用製品の使用

2. 個別の措置事項

① 【プラスチック製品設計指針】

- 製造事業者等が努めるべき**環境配慮設計に関する指針**を策定する。
- 指針適合製品を**認定**する仕組みを設ける。
 - 認定製品を**国が率先調達**。リサイクル材の利用の為の**設備支援**を行う。

□ プラスチック製品設計指針で定める事項の例：

- ・ 減量化
- ・ 長期使用化、長寿命化
- ・ 分解・分別の容易化
- ・ 素材代替
- ・ 再生プラスチックやバイオプラスチックの利用
- ・ 製品のライフサイクル評価

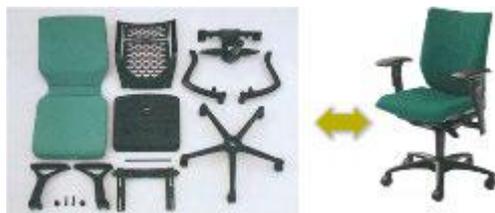
<認定製品の調達>

- 国は認定製品を率先調達。
- 事業者及び消費者は、認定製品を使用するよう努力する。

<環境配慮設計の例>



リデュース：付け替えボトル



リサイクル：易解体性

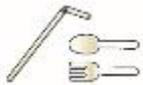


代替素材：100%リサイクル素材

②【ワンウェイプラスチックの使用量削減】

- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）がプラスチック廃棄物の排出抑制のために取り組むべき**基準を策定**する。
 - 取組が不十分の場合、主務大臣が提供事業者**に指導・助言または勧告・公表・命令**を行う。

<対象となるワンウェイプラスチックの種類と業種>

小売店や飲食店等		
●フォーク	●スプーン	●ナイフ
●マドラー	●ストロー	
		
宿泊施設		
●ヘアブラシ	●くし	●かみそり
●シャワーキャップ	●歯ブラシ	
		
クリーニング店		
●ハンガー	●衣類用カバー	
		

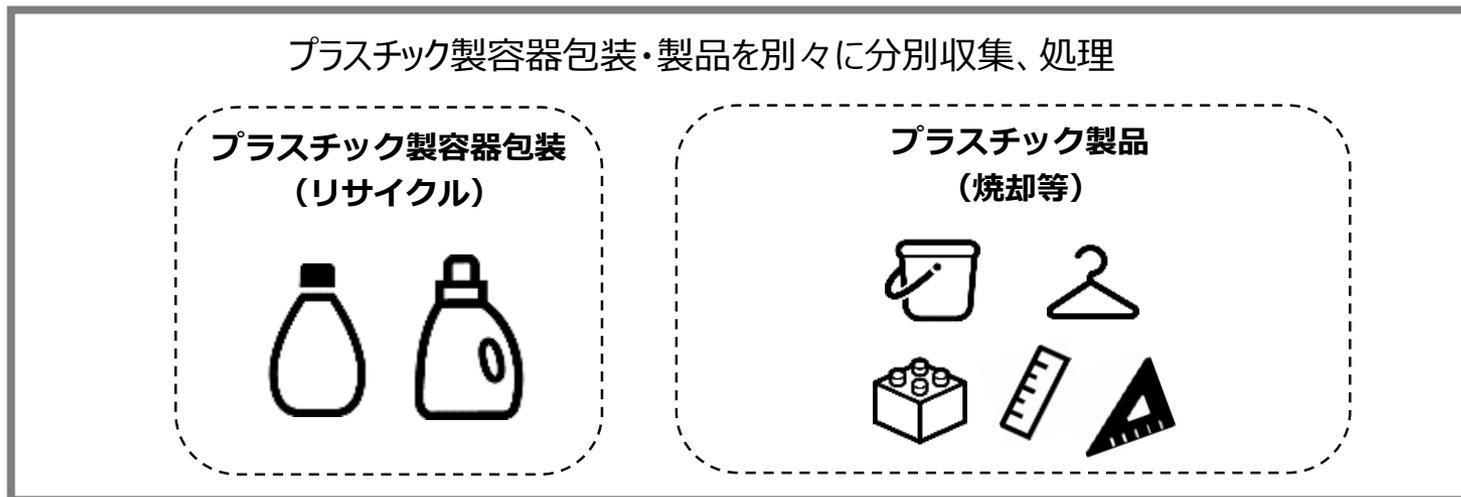
□ 使用量削減の方法の例：

- ・ 有料化
- ・ 消費者への使用意思確認
- ・ 提供辞退者への特典の付与
- ・ 薄肉化・軽量化された製品の使用
- ・ 代替素材を使った製品の使用

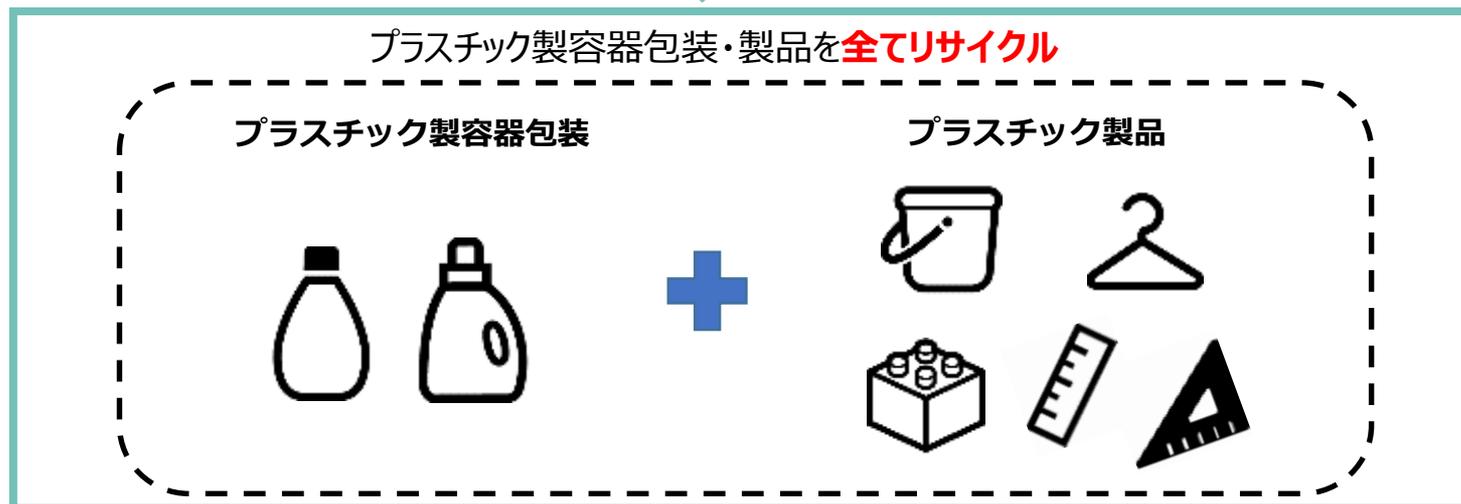
③-1【市区町村の分別収集・再商品化】（プラスチック資源としての再商品化）

- プラスチック資源の分別収集を促進するため、プラスチック製容器包装とプラスチック製品の再商品化を可能にする。

従来



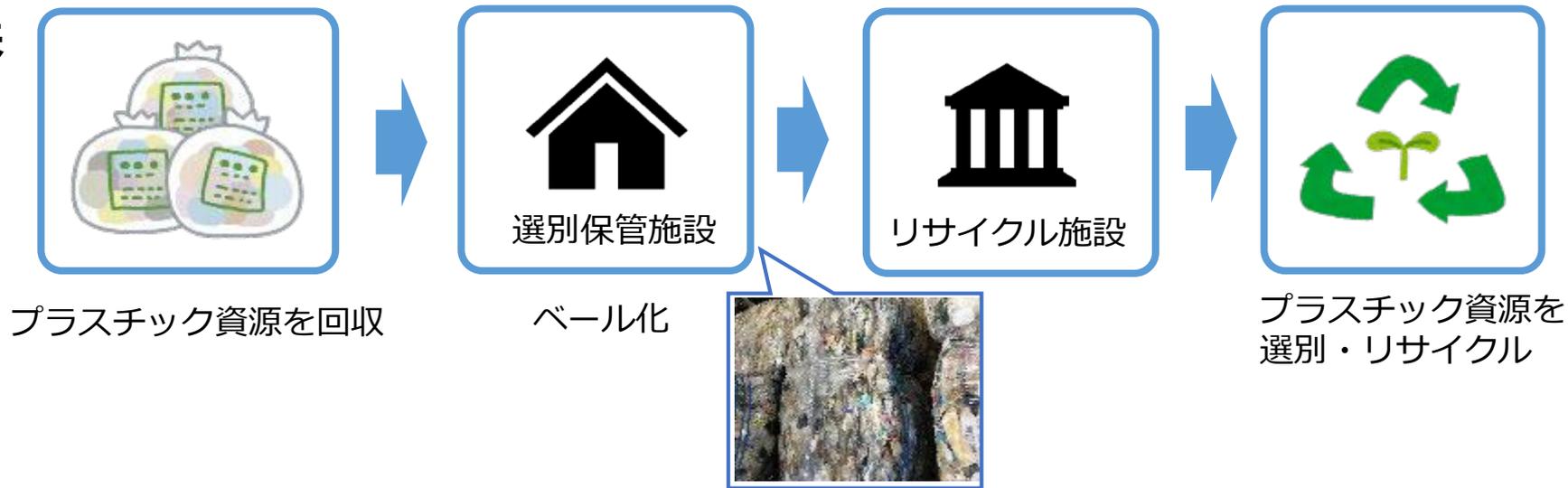
施行後



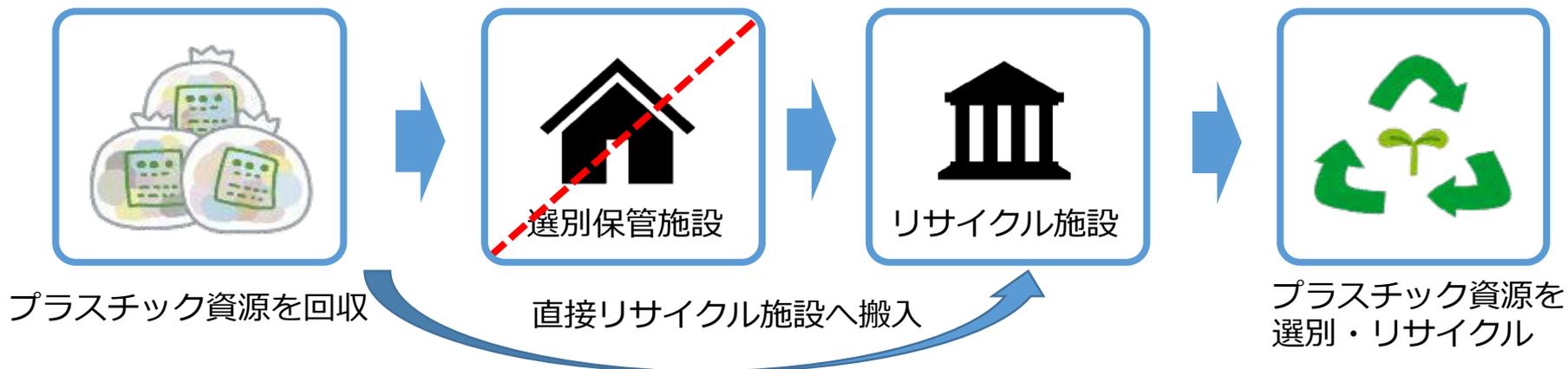
③-2【市区町村の分別収集・再商品化】（中間処理工程の合理化）

- 市区町村が**再商品化計画**を作成することにより、市区町村による**選別、梱包等を省略**して再商品化事業者が再商品化することが可能に。

従来



施行後



③ - 3 【製造・販売事業者等による自主回収の促進】

- 製造・販売事業者等が使用済製品を**自主回収・再資源化する計画**を作成して主務大臣に認定された場合、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**になる。

<自主回収の例>



歯ブラシ



ハンガー



玩具



インクカートリッジ



ペン、筆記具、修正テープ



模型廃棄物

③-4【排出事業者の排出抑制・再資源化】

- 排出抑制や再資源化等、プラスチック廃棄物の排出事業者が取り組むべき**基準を策定**する。
 - 取組が不十分の場合、主務大臣が排出事業者**に指導・助言、又は勧告・公表・命令**を行う。

<プラスチック廃棄物の排出事業者が取り組むべき基準>

- **実施原則**
 - 可能な限りプラスチック産業廃棄物の排出の抑制及び再資源化を行うこと。
 - 再資源化を実施できない場合は、熱回収を実施すること。
- **排出抑制**
 - 可能な限り長期使用が可能なプラスチック製品の採用を促進すること。
- **再資源化等**
 - 可能な限り再利用すること。再利用が難しい場合は可能な限り効率の良い熱回収を行うこと。
- **計画的な実施**
 - (多量) 排出事業者は、廃プラスチックの排出抑制・再資源化に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うこと。
- **情報の提供**
 - 排出・分別の状況等の情報を提供すること。
 - 前年度の排出量、目標達成状況等の情報をインターネット等で公表するよう努めること。

③-5 【排出事業者の排出抑制・再資源化】

- 排出事業者又は再資源化事業者が**再資源化計画**を作成して主務大臣に認定された場合、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**になる。

<再資源化のスキーム例>

